

風水害等対策計画の主な修正内容（案）

風水害等対策計画での修正
地震災害対策計画も含めた修正
地震災害、大規模事故災害対策計画も含めた修正

区 分	主 な 内 容	本文該当箇所 ----- 検証名等
災害予防計画		
2 災害応急対策への備えの充実		
(1) 研修・訓練の実施	<p style="text-align: center;">各種防災訓練の充実【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と学校が連携し、「1.17 は忘れない」地域防災訓練をすべての小中学校で実施することを記載。 ・ 県及び市町等は、防災訓練の実施や防災知識の普及にあたっては、災害時要援護者への的確な対応や男女のニーズの違い等に十分配慮することを記載。 ・ 訓練の内容として、災害ボランティアの受入訓練や災害時要援護者への情報伝達・避難誘導訓練等についても新たに記載。 ・ 地域、学校、職場等での訓練について、被害減少のための予防的な取り組みや避難勧告等の際しての的確な行動等につながるよう、内容の工夫に努めることを記載。 	<p>第2編2章 2節 ・復興検証 ・計画</p>
(2) 広域防災体制の確立	<p style="text-align: center;">県と新潟県との防災相互応援協定の締結【新規】</p> <p>大規模災害や広域的な災害に対し、他県と協力して対処するため、新潟県との間で締結した協定について記載。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>締結日：平成17年10月23日 内 容： 災害応急措置に必要な物資、資機材、職員の派遣等 平常時からの共同研究・人材交流などの防災協力</p> </div> <p style="text-align: center;">防災体制等の標準化の促進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、災害時の迅速、円滑な連携に資するため、防災体制や装備・資機材等の規格の標準化について検討することを記載。 	<p>第2編2章 3節 ・県防災</p> <p>第2編2章 3節 ・台風検証 ・復興検証</p>

<p>(3) 災害対策拠点の整備・運用</p>	<p>災害対策拠点の施設・設備の整備【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設における電気室の高所設置、発電機の常備等風水害への備えの充実について記載。 ・ 災害対策活動の中核拠点である県災害対策センターにおいて、建物の増築と併せ、情報通信機器等の充実を図ることを記載。 	<p>第2編2章 4節 ・台風検証</p>
<p>(4) 情報通信機器・施設の整備・運用</p>	<p>フェニックス防災システムの充実【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フェニックス防災システムについて、災害情報に係る市町等の入力項目の重要性の区分等による迅速化や実被害から人員・物資の需給推計を行う機能の充実について記載。 <p>〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の入力項目を数値情報と詳細情報に区分し、それぞれ重要項目を明示 ・ 入力データの集計機能や需給推計結果の履歴管理機能を充実 ・ 被害予測と実被害の数値に基づく人員、物資の需給推計を比較し、追加必要数等を判断できる画面を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ また、災害総括入力時のポップアップ通知の追加や、インターネットを通じて県民への情報提供を行っていることを記載。 <p>ヘリコプターテレビ電送システムの構築【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の被害情報収集(早期把握)や関係機関間の情報共有を図るため、県は、ヘリコプターテレビ電送システムの整備を進めることを記載。 <p>地上デジタル放送の活用推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、放送事業者や市町等と共同して、防災情報等の迅速な提供を行うシステムの実用化を目指した実証実験を推進することを記載。 ・ 地上デジタル放送を活用した避難情報等防災情報の提供システムの検討について記載。 <p>災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町は、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステム(全国瞬時警報システム等)の構築に努めることを記載。 	<p>第2編2章 5節 ・台風検証</p> <p>第2編2章 5節 ・県防災</p> <p>第2編2章 5節 ・県防災</p> <p>第2編2章 5節 ・計画</p>

<p>(5) 防災拠点の整備</p>	<p><u>県立広域防災センターの整備・運営【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災に関する研修機能や災害時における広域的な救助の拠点機能を持つ県広域防災センターについて記載。 [開設日：平成16年4月1日] [場 所：三木市] <p><u>広域防災拠点の全県的整備【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、平成21年度までに広域防災拠点の整備を行うことを記載。 [整備箇所数：三木全県及びブロック拠点 (計7箇所)] 	<p>第2編2章 6節 ・県防災</p> <p>第2編2章 6節 ・県防災</p>
<p>(6) 火災予防対策の推進</p>	<p><u>人命危険対象物の火災予防【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに防火対象物定期点検報告制度について記載。 [主な内容：点検基準に適合していると認められる防火対象物に防火セイフティマークを表示] 市町は防火安全上の消防法令違反に対する是正促進等を徹底することを記載。 [対象施設：劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等] 	<p>第2編2章 7節 ・計画</p>
<p>(7) 防災資材機材の整備</p>	<p><u>災害用資機材の配備【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町は、エンジン付災害用ボート等水害を想定した装備の充実に努めることを記載。 	<p>第2編2章 8節 ・台風検証</p>
<p>(8) 災害医療システムの整備</p>	<p><u>機動性のある医療チーム(兵庫県版DMAT)の整備【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害拠点病院救護班を機動性を持つ医療チーム(兵庫県版DMAT)として、県地域防災計画で新たに位置づけ、その派遣要請や運用方法を定めることを記載。 (今年度、県医務課で要領等を作成予定) 県は、兵庫県版DMATに対し、トランシーバー、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備することを記載。 県は、兵庫県版DMATの特別な訓練を実施することを記載。 	<p>第2編2章 9節 ・JR検証</p>

	<p>D M A T (Disaster Medical Assistance Team) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。 ・ 兵庫県版 D M A T は、日本 D M A T が概ね 48 時間以内の活動開始を想定しているのに対し、県内及び近隣府県にて発生した災害等に、より機動的に、より現場に近い場所から医療を提供し、少しでも医療不在の状況を減少させるために組織。 <p><u>兵庫県こころのケアセンターの整備・運営</u></p> <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等による心的外傷後ストレス障害等に関する調査研究、研修、相談・治療、情報発信等を行うこころのケアセンターについて記載。 <p>〔開設日：平成16年4月1日〕 〔場 所：神戸市中央区（神戸東部新都心）〕</p>	<p>第2編2章 9節 ・ 県防災</p>
<p>(9) 緊急輸送体制の整備</p>	<p><u>消防防災ヘリの運航体制【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2機が常時稼働できるヘリコプターの効率的な運航体制について記載。 <p>〔開始時期：平成16年度～〕 〔対象：県・神戸市が保有する3機〕</p> <p><u>神戸空港の活用【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における航空輸送の新たな拠点として、平成18年2月開港の神戸空港を記載。 	<p>第2編2章 10節 ・ 県防災</p> <p>第2編2章 10節 ・ その他</p>
<p>(10) 避難対策の充実</p>	<p><u>避難所指定の見直し【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、水害の被害想定（浸水想定区域図等）を踏まえて、避難所の安全点検や見直しを行うことを記載。 	<p>第2編2章 11節 ・ 台風検証</p>
<p>(11) 備蓄体制等の整備</p>	<p><u>県とコンビニエンスストア事業者等との協定の締結【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県がコンビニエンスストア事業者等と災害時の食料や日用品の供給のために締結した協定について記載。 	<p>第2編2章 12節 ・ 県防災</p>
<p>(12) 家屋被害認定士制度等の整備</p>	<p><u>家屋被害認定調査の迅速化と判定方法の統一化【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町は、家屋被害認定士を育成するとと 	<p>第2編2章 13節 ・ 復興検証</p>

	<p>もに、県内における家屋被害認定の判定方法の統一化を図ることを記載。</p> <p>〔家屋被害認定士〕 役割： 被害調査の実施 被災者等への調査・判定方法等の説明等 対象者： 市町職員、県職員、建築及び不動産関係団体の会員</p>	
<p>(13) 廃棄物対策の充実(新設)</p>	<p><u>ごみ処理の事前の備え【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町の廃棄物処理に係る備えについて記載。 内容： 災害廃棄物の処理計画の策定 平時からの仮置場候補地のリストアップ 仮置場における分別・処理の運営体制 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定について記載。 協定者： 県、市町 締結日： 平成 17 年 9 月 内容： 廃棄物処理について、県が被災市町の要請を受けて調整に基づく各市町間の相互応援の実施 災害時の廃棄物処理に関する応援協定について記載。 協定者： 県、神戸市安全協力会 (社)兵庫県産業廃棄物協会 (社)兵庫県水質保全センター 締結日： 平成 17 年 9 月 内容： 廃棄物処理について県が被災市町の要請を受け各団体に依頼に基づく各団体の被災市町に対する応援の実施 	<p>第 2 編 2 章 1 4 節 ・復興検証 ・台風検証</p>
<p>(14) 災害時要援護者支援対策の充実</p>	<p><u>災害時要援護者支援モデルマニュアル等の作成【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、市町における災害時要援護者支援マニュアル等の作成の徹底を図るため、市町モデルマニュアルの作成や災害時要援護者指針の充実を行うことを記載。 <p><u>市町における災害時要援護者支援体制の整備【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害時要援護者の避難支援体制を整備することを記載。 	<p>第 2 編 2 章 1 5 節 ・台風検証</p> <p>第 2 編 2 章 1 5 節 ・台風検証</p>

	<p>ア 防災担当部局と福祉担当部局との連携 イ 市町と消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、地域の実情に応じて、効果的な災害時要援護者の情報収集・共有に努めることを記載。 情報共有方法： 個人情報保護条例等を踏まえた関係機関共有方式 本人の同意方式 等 市町は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有することを記載。 市町は一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の作成に努めることを記載。 <p>災害時要援護者への情報伝達手段の確保【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めることを記載。 例示： 被災障害者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送 視覚障害者に対する防災行政無線、広報車等 地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等の活用 	<p>第2編2章 15節 ・台風検証</p>
--	--	--------------------------------

	<p align="center">聴覚障害者向け緊急情報発信システムの構築【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、ひょうご防災ネットと連携した聴覚障害者向け緊急情報発信システムを構築・運営することを記載。 <p align="center">[発信方法：あらかじめ登録した携帯電話へのメール発信]</p>	<p>第2編2章 15節 ・台風検証</p>
<p>(15) 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p>	<p align="center">災害ボランティア活動支援モデルマニュアルの作成【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、市町における災害ボランティア支援マニュアル等の作成の徹底を図るため、市町モデルマニュアルの作成や災害ボランティア活動支援指針の充実を行うことを記載。 	<p>第2編2章 16節 ・台風検証</p>
	<p align="center">災害救援ボランティア用資機材の確保【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町は、ボランティア活動の初動時に必要となる資機材の確保に努めることを記載。 <p align="center">[内容： スコップ、じょれん、一輪車等の資機材の備蓄 ホームセンターとの協定の締結]</p>	<p>第2編2章 16節 ・台風検証</p>
	<p align="center">災害救援NPO等との平時からのネットワークづくり【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、ひょうごボランタリープラザが事務局となり、災害救援NPO団体等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」(仮称)を設置し、平常時から連携を図ることを記載。 	<p>第2編2章 16節 ・台風検証 ・復興検証</p>
<p>(16) 水防対策の充実</p>	<p align="center">洪水ハザードマップの活用推進等の洪水・土砂災害対策【拡充】</p> <p>(水位情報周知河川の浸水想定区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年7月の改正水防法の施行に伴い、県は、水位情報周知河川(65河川)において浸水想定区域を指定し、指定の区域及び水深を公表するとともに、関係市町長に通知することを記載。 <p>(水位情報周知河川の特別警戒水位)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年7月の改正水防法の施行に伴い、県は、水位情報周知河川(65河川)において特別警戒水位を設定し、関係市町長に通知することを記載。 	<p>第2編2章 17節 ・計画</p>

	<p>(浸水想定区域における警戒避難態勢の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、浸水想定区域の指定があった場合は、以下の事項を市町地域防災計画の中で定めることを記載。 <ul style="list-style-type: none"> ア 洪水予報・特別警戒水位到達情報の伝達方法 イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ウ 地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑から迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの名称および所在地 エ 上記の施設における洪水予報・特別警戒水位到達情報の伝達方法 市町は、浸水想定区域が指定された場合は、ハザードマップの配布等により上記の事項を住民に周知することを記載。 <p><u>情報の収集・伝達・共有【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、水位計、雨量計、河川監視用カメラなど情報収集のための施設整備を推進するとともに、流域が大きく重要な河川については、流域全体を視野に入れ洪水危険情報通報システムを確立することについて記載。 <p><u>水防活動の充実【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、河川管理者としての水防活動の総点検を行うとともに、水防訓練を充実させることを記載。 市町は、水防活動の充実を図るため、水防団活動支援策や協力体制の強化等について検討、推進することを記載。 <p><u>高潮対策の推進【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、高潮による浸水予測区域を公表し、市町は、ハザードマップを作成し住民への周知に努めることを記載。 	<p>第2編2章 17節 ・台風検証</p> <p>第2編2章 17節 ・台風検証</p> <p>第2編2章 17節 ・台風検証</p>
--	---	--

(17) 土砂災害対策の充実	<p style="text-align: center;"><u>土砂災害警戒区域における警戒避難態勢の充実【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画で定めることを記載。 	第 2 編 2 章 1 8 節 ・ 計画
	<p style="text-align: center;"><u>山地災害危険地区の周知【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、土砂災害警戒区域に関する印刷物を配布する場合は、山地災害危険地区に係る情報や警戒避難態勢に関する事項について盛り込むことを記載。 	第 2 編 2 章 1 8 節 ・ 計画
	<p style="text-align: center;"><u>土砂災害のおそれのある場所情報の提供【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、土砂災害危険箇所図を市町に配布し、県民に周知するとともに、県ホームページで公開することを記載。 ・ 県は、防災担当者、防災ボランティアと地域住民との合同巡視・点検を可能な限り実施することを記載。 	第 2 編 2 章 1 8 節 ・ 台風検証
	<p style="text-align: center;"><u>土砂災害のおそれのある時間情報の提供【拡充】</u></p> <p>(雨量、土砂災害警戒避難基準雨量の情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、土砂災害の予測に欠かせないきめ細かな雨量情報を把握するため、降雨量自動観測を行う砂防テレメーターなど情報基盤整備を全県的に進めることを記載。 ・ 県は、市町による警戒避難体制整備の一助となる土砂災害避難基準雨量等の各種情報を市町に伝達するため、土砂災害情報提供システムの整備を進めることを記載。 <p>(土砂災害情報相互通報システムによる情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、県から市町に提供した各種土砂災害情報を市町から住民へ伝達し、さらに現地の情報を住民から県・市町の行政機関に伝える「土砂災害情報相互通報システム整備事業」について、平成 2 6 年度までに全市町での展開を図っていくことを記載。 <p>(気象庁と県との連携による情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、気象庁と県との連携による「土砂災害警戒情報」の提供について、土砂災害情報提供システムの整備に併せて、全市町での展開を図っていくことを記載。 	第 2 編 2 章 1 8 節 ・ 台風検証

	<p>土砂災害に関する知識の普及啓発【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町、その他関係機関は、効果的な土砂災害予防対策の推進を目的に、県民局単位で、設置された総合土砂災害対策推進連絡会を通じて、広報することを記載。 様々なイベントにおいて、土石流模型実験、降雨実験などの装置を利用した体験型の啓発を行うとともに、児童を対象に、自然災害の恐さ、避難の重要性を理解させる授業を展開することを記載。 <p>防災意識の向上【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町は、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働によるハザードマップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図ることを記載。 <p>市町、関係機関のための土砂災害に関する研修・情報交換【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、各種会議、研修会等を通じて、市町、関係機関のための土砂災害に関する研修・情報交換を行うことを記載。 <p>地域・住民による施設管理【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市は、公有地化されたグリーンベルト事業地において、幅広い市民の参画と協働によって森作りを進める「六甲山麓フェニックスの森づくり」に取り組むことを記載。 	<p>第2編2章 18節 ・台風検証</p> <p>第2編2章 18節 ・復興検証 ・台風検証</p> <p>第2編2章 18節 ・台風検証</p> <p>第2編2章 18節 ・復興検証 ・台風検証</p>
<p>(18) 災害対策基金の積立・運用</p>	<p>災害援護基金（居住安定確保事業分）の積立【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法に基づく「居住安定支援制度」が改善されるまでの間、県が同制度を補完する事業にあてるため積み立てる基金について記載。 	<p>第2編2章 19節 ・県防災</p>
<p>3 県民参加による地域防災力の向上 (1) 防災に関する学習等の充実</p>	<p>CGハザードマップの作成・普及【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民が的確に行動できるよう、洪水、土砂災害、高潮、津波による危険度等を記載したCGハザードマップを作成・公開し、広く普及啓発を図ることを記載。 <p>開始時期：平成17年8月～ 方法：県ホームページ等 内容：防災情報マップ、防災学習</p>	<p>第2編3章 1節 ・県防災</p>

<p>最近の災害における避難行動等を踏まえた普及啓発の推進【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関は、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等を踏まえ、正しい防災知識や行動についての普及啓発を行うとともに、災害をイメージする能力を高める防災学習コンテンツの充実に努めることを記載。 	<p>第2編3章 1節 ・ 県防災</p>
<p>防災学習に係る多様な媒体の活用【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、インターネットや、印刷媒体はもとより、住民の参画と協働によるハザードマップづくり、出前講座等多様な機会を活用するほか、内容のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることを記載。 	<p>第2編3章 1節 ・ 県防災</p>
<p>ひょうご防災リーダー講座の開設【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、地域防災の担い手を育成する「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、修了者による活動促進を図ることを記載。 <p>〔開催場所：県立広域防災センター（三木市）〕 〔講座内容：災害のメカニズム、防災のしくみ、心肺蘇生法、応急手当・救助方法等〕</p>	<p>第2編3章 1節 ・ 県防災</p>
<p>学校における防災体制・防災教育の充実【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校は、「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実、児童・生徒に対する防災教育を充実するため、次の事項について推進に努めることを記載。 <p>〔学校防災体制の充実〕 「災害対応マニュアル」の作成 学校が避難所となった場合を想定した訓練等の実施 震災・学校支援チーム(EARTH)を活用するなど、実践的研修や訓練の実施</p> <p>〔防災教育の充実〕 緊急時に対応できる能力(スキル)の涵養 地域の災害特性を踏まえた効果的な指導の推進 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進</p>	<p>第2編3章 1節 ・ 復興検証</p>

	<p>〔こころのケアの充実〕 教育復興担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 災害や事件・事故等によりこころのケアの必要が生じた児童・生徒への対応 こころのケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化</p>	
<p>(2) 自主防災組織の育成</p>	<p>事業所との連携や女性の参画の促進【拡充】 ・ 自主防災組織の活動にあたっては、事業所の防災組織等との連携強化に努めるとともに女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することを記載。</p>	<p>第2編3章 2節 ・計画 ・県防災</p>
<p>(3) 企業等の地域防災活動への参画促進</p>	<p>企業防災の促進【拡充】 ・ 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画（BCP）の作成や地域との連携強化等に努めることを記載。</p> <p>【事業継続計画】 企業が災害時に備え、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画</p>	<p>第2編3章 3節 ・計画</p>
<p>4 治山・治水対策の総合的推進 (1) 治山・治水対策の総合的推進(新設)</p>	<p>ひょうご治山・治水防災実施計画に基づく総合的な対策の推進【新規】 ・ 県は、平成17年度に作成した、恒久的な洪水、土砂、高潮、津波対策の基本方針と実施計画に基づき、総合的に治山・治水対策を推進することを記載。</p> <p>〔内容〕 森林整備や土砂災害、河川氾濫、内水、ため池、高潮等に係るハード対策の整備目標と主な取り組み 災害予測システムの整備、ハザードマップの作成支援、危険箇所の点検、土地利用の規制や誘導の検討、地域・住民と連携した施設管理等のソフト対策の取り組み</p>	<p>第2編4章 1節 ・台風検証</p>
<p>(2) 災害に強い森づくりの推進(新設)</p>	<p>災害に強い森づくりの推進【新規】 ・ 県は、森林の回復と再生をめざした「新ひょうごの森づくり」を進めるとともに、新たに森林の県土保全や防災機能を高める「災害に強い森づくり」を推進することを記載。</p>	<p>第2編4章 4節 ・台風検証</p>

	<p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none">緊急防災林の整備針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備里山防災林の整備県民緑税の活用	
--	--	--

<p>災害応急 対策計画 (1)災害情報の 収集・伝達</p>	<p><u>国の機関が行う水位情報の通知及び周知【拡 充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣は、水防法第 13 条に基づき指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、知事に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知することを記載。 知事は、水防法第 13 条第 2 項に基づき指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知することを記載。 	<p>第 3 編 2 章 3 節 ・ 計画</p>
<p>(2) 防災関係 機関等との 連携促進</p>	<p><u>県から市町への支援チーム等の派遣【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に被害情報の発信等が困難な市町を支援するとともに、迅速な災害対応に資するため、県は、必要に応じて市町に連絡員や支援チームを派遣し、情報収集や調整等を行うことを記載。 	<p>第 3 編 2 章 4 節 ・ 復興検証 ・ 台風検証</p>
<p>(3) 交通の確 保対策の実 施</p>	<p><u>県警察本部と日本自動車連盟との放置自動車等の除去に関する覚書【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に緊急通行車両等の通行の妨害となる放置自動車等を迅速に除去することを目的とした、県警察本部と日本自動車連盟との覚書について記載。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">内容：現場指揮官（警察官）の指示に従い、「JAFロードサービス特別支援隊」がレッカー車等を使い、放置自動車等を移動</p>	<p>第 3 編 3 章 3 節 ・ 県防災</p>
<p>(4) 避難対策 の実施</p>	<p><u>集中豪雨時等における情報伝達及び要援護者の避難支援【拡充】</u></p> <p>(避難準備情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等に対して早めの段階での避難行動を求める「避難準備情報」の活用について記載。 <p><u>避難準備情報、避難勧告・指示の基準等【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難勧告等の迅速・的確な判断を行うため、その基準を可能な限り、具体的に定め、県は、河川水位情報や土砂災害警戒情報等市町の判断に資する情報の提供に努めることを記載。 	<p>第 3 編 3 章 4 節 ・ 計画</p> <p>第 3 編 3 章 4 節 ・ 台風検証</p>

	<p>避難情報の伝達方法【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、防災行政無線、広報車、インターネット、ファクシミリ、半鐘・サイレン等多様な情報伝達手段を準備、活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報をわかりやすく伝えることを記載。 <p>避難生活の環境整備等の避難者対策【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所の管理運営に関しては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮することを記載。 <p>〔（例）更衣室や授乳所の確保、トイレや安全確保への配慮等〕</p>	<p>第3編3章 4節 ・台風検証</p> <p>第3編3章 4節 ・県防災</p>
(5) 住宅の確保	<p>民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の確保【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町は、被災状況や地域の実情に応じて、応急仮設住宅の建設のほか、民間賃貸住宅を借り上げて供給することを記載。 	<p>第3編3章 5節 ・計画</p>
(6) 生活救援対策の充実	<p>救援物資提供における県民、企業等の心得【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めることを記載。 	<p>第3編3章 8節 ・計画</p>
(7) 災害時要援護者支援対策の実施	<p>避難対策の強化【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害時要援護者で自助・共助による対応が困難な者について、重点的に確認するとともに、避難支援計画に沿って、避難誘導が的確になされるよう努めることを記載。 市町は、福祉避難所の開設や、旅館、ホテルの避難場所としての借り上げ等、ニーズを踏まえて多様な避難場所の確保に努めることを記載。 市町は、避難所等において、災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応等を行うことを記載。 	<p>第3編3章 9節 ・計画 ・台風検証</p>
(9) 災害情報等の提供と相談活動の実施	<p>携帯電話による情報の提供【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町が県民に直接、災害情報等を提供する「ひょうご防災ネット」について記載。 	<p>第3編3章 11節 ・県防災</p>

	<p>発信内容：災害情報、避難情報等の緊急情報 発信方法：携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用</p> <p>外国人県民への情報提供【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」を整備し、外国人に対して、5言語による災害情報を提供することを記載。 <p>放送事業者等との連携強化【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町、放送機関は、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ定めしておくことを記載。 市町は、地域メディア（コミュニティFMやCATV）との間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努めることを記載。 <p>被災動向を考慮した的確な広報の実施【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害時に、田畑等の状況等を確認に行き、被災しているケース等、最近の被災動向を考慮した広報の必要性について記載。 	<p>第3編3章 11節 ・復興検証</p> <p>第3編3章 11節 ・台風検証</p> <p>第3編3章 11節 ・台風検証</p>
<p>(10) 災害ボランティアの派遣・受入れ</p>	<p>県の受入れ体制の充実【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部で災害ボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局（地方本部）にも担当を設けることを記載。 県は、災害ボランティア活動に係る全県的な支援窓口を県社会福祉協議会が運営する県ボランタリープラザに開設し、市町ボランティアセンターの支援等を行うことを記載。 <p>市町の受入れ体制の充実【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町災害対策本部に災害ボランティアの担当班を設けるとともに、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる市町災害ボランティアセンターを第三者的な機関（市町社会福祉協議会等）と連携して開設し、施設・場所等の提供、職員の派遣等を行うことを記載。 ひょうごボランタリープラザは、市町をはじめ災害ボランティア支援団体等と連携して、市町災害ボランティアセンターの円滑な運営を支援することを記載。 	<p>第3編3章 14節 ・台風検証</p> <p>第3編3章 14節 ・台風検証</p>

	<p style="text-align: center;">災害ボランティアの確保と調整【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及びひょうごボランティアプラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣やボランティアバスの運行等の支援を行うことを記載。 ・ 市町は、災害ボランティアと自主防災組織等との連携や円滑な関係づくりに努めることを記載。 <p>(災害ボランティア活動支援の基本スキーム図を掲載)</p>	<p>第3編3章 14節 ・台風検証</p>
<p>(11) ライフラインの応急対策の実施</p>	<p style="text-align: center;">兵庫県LPガス防災協会の体制整備【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (社)兵庫県エルピーガス防災協会とラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」について記載。 	<p>第3編3章 17節 ・その他</p>

<p>災害復旧 計画 (1) 住宅の復 旧・再建支 援</p>	<p>居住安定支援制度補完事業の実施【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法の改正により、創設された「居住安定支援制度」を県・市町が共同して補完する事業について記載。 〔居住安定支援制度の概要〕 建設費本体補完事業 小規模災害補完事業 年収・年齢要件の緩和 全壊世帯による補修への支援 <p>兵庫県住宅再建共済制度の創設【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅所有者間の相互扶助による「共助」の仕組みとして、平成 17 年 9 月にスタートした「兵庫県住宅再建共済制度」について記載。 〔兵庫県住宅再建共済制度の概要〕 対象災害 異常な自然現象による被害 共済給付金 再建等給付金 : 600 万円 補修給付金 : 全壊 200 万円、大規模 半壊 100 万円、半壊 10 万円、 居住確保給付金 : 10 万円 	<p>第 4 編 3 章 ・ 県防災</p> <p>第 4 編 3 章 ・ 県防災</p>
---	---	---